

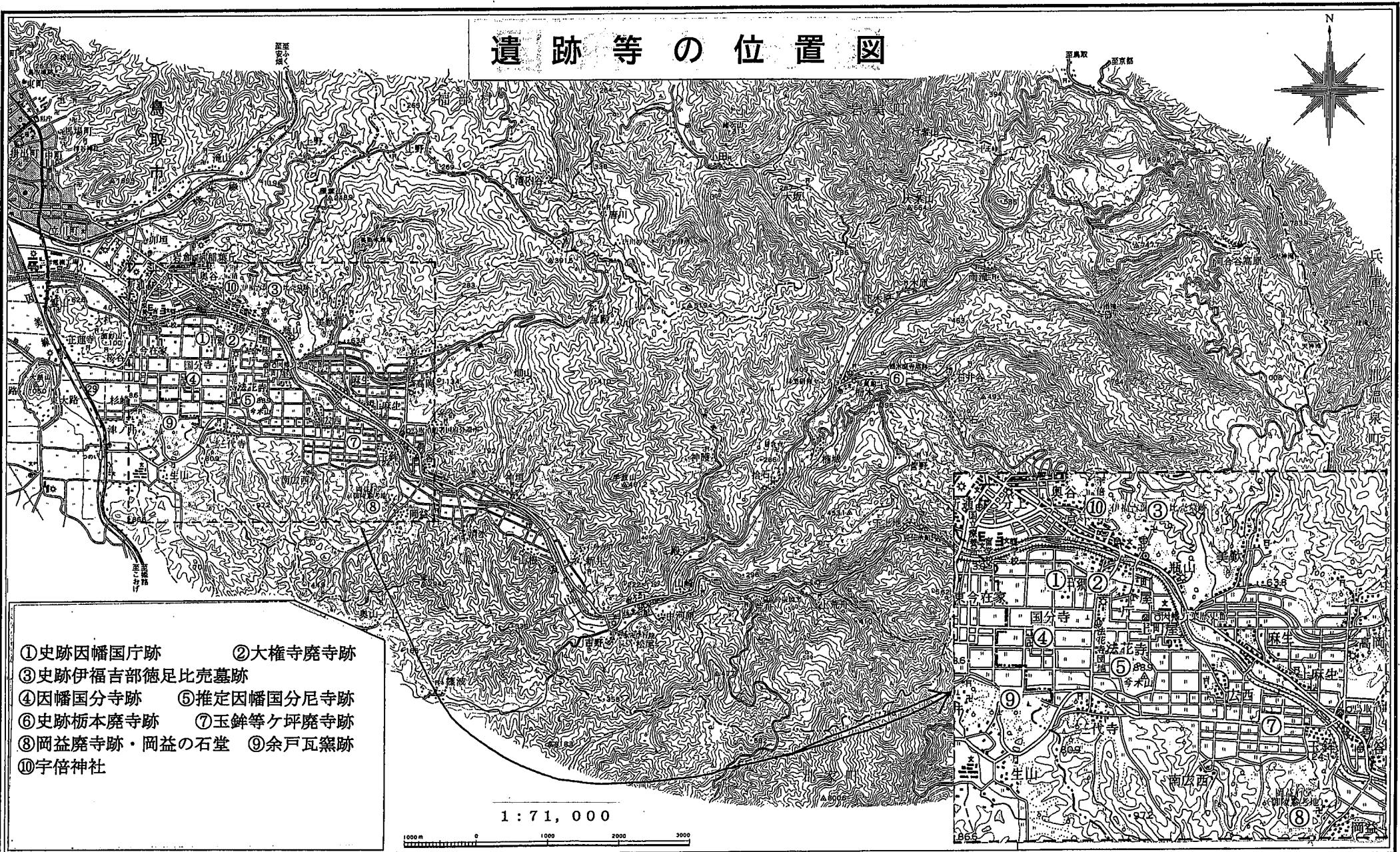
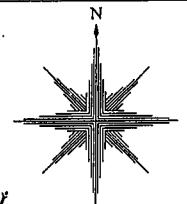
令和3年11月20日(土)

「令和3年度 鳥取まいぶん講座(第4回)」

『因幡の国府とその周辺』

久保 究二郎

遺跡等の位置図



『因幡国伊福部臣古志』

因幡一宮である宇倍神社の社家を務めた伊福部家に伝來した古系図である。

延暦三年（七八四）に伊福部臣富也によつて作成された原本の一部を改作、書写したものに明治初期までの歴代当主を追記したもの。

第廿六 大乙上の都牟自臣〔皇興寺願主〕

久遲良臣の児

母を熊姫と曰す也

同族祖代乃臣の女子、伊比頭壳を娶りて、

産む児、大乙上の国足臣〔今別れて法美郡に仕え奉る〕 また味野伊和塩古君

の女、小宮刀自を娶りて、生む子、小乙中の与曾布、次に進広式の与佐里〔是二人は、今別れて、邑美郡に仕え奉る〕

是れ大乙上の都牟自臣は、難波長柄豊前宮御宇天万豊日天皇〔孝徳天皇〕二

年丙午、水依評を立て督に任じ、小智冠を授く。時に因幡国は一郡を為し、更に他郡無し。三年丁未、小黒冠を授く。五年己酉、大乙下を授く。

後岡本朝廷〔斉明天皇〕四年戊午、大乙上を授く。

同年正月、始めて水依評を壊き〔壊しカ〕、高草郡を作る。

同年三月十一日をもつて死去する也。

天万豊日天皇元年壬寅より延暦三年甲子に至るは、一百卅〔卅カ〕三歳。

第廿七 大乙上の国足臣 従四位上左衛門督 四十二代文武天皇御宇大宝年中

石田敏紀著『古代因幡の豪族と采女』、佐伯有清著『新撰姓氏録の研究 索引・論考篇』を一部改変

・孝徳天皇二年（六四六）・齊明天皇四年（六五八）

いほきべのとこたりひめのおみ
伊福吉部徳足比売臣骨藏器の銘文

因幡國法美郡

因幡国法美郡の

伊福吉部徳足

伊福吉徳足比売臣は、

比賣臣

藤原大宮御宇大行

藤原大宮御宇さきの大行天皇（文武天皇）

の御世みよ

天皇御世慶雲四年
歲次丁未春二月二
十五日從たてまつ位下被賜

慶雲四年（七〇八）歲次丁未の春
二月二十五、從じゅしちいのげ七位下たまを賜つかわり仕し
奉たてまつる。

仕奉矣

和銅元年歲次戊申

秋七月一日卒也

和銅元年（七〇八）歲次戊申の秋七
月一日に卒そつするなり。

三年庚戌冬十月

火葬即殯此家故
末代君等不應崩

三年庚戌の冬十月に火葬し即ちこ
の處に殯もがりす、故に末代の君等まさ
に崩壊すべきからず

壞

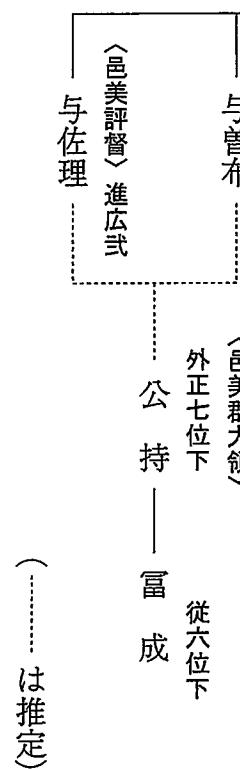
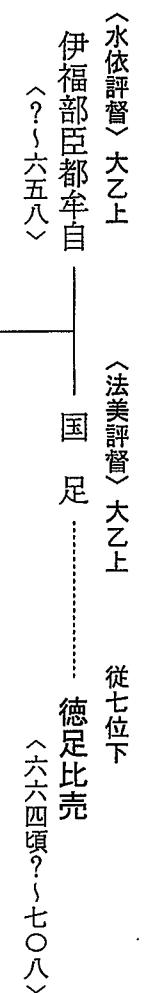
上の件、前の如く謹んで鉢に録ひしるす

上件如前故譯錄鉢

和銅三年十一月十三日

己未きび

伊福吉部徳足比売の関係系図(推定)



石田敏紀著『古代因幡の豪族と采女』より

① 官位相当制

□: 長官 □: 次官 □: 判官 □: 主典 赤字は令外官

	神祇官	太政官	中務省	他の7省	衛府	大宰府	国司
貴族(上級官人)	正一位 従一位		太政大臣				
	正二位 従二位		左大臣 右大臣				
	正三位		大納言				
	従三位		中納言		大将	帥	
	正四位 上 下		卿 參議	卿			
	従四位 上 下		左大弁 右				
	正五位 上 下		左中弁 右 左小弁 右	大輔 大輔 大判事	衛門督 少將	大式	
	従五位 上 下		少輔 大副	少輔 侍從	兵衛督 衛門佐	大國守 少式	上國守
	正六位 上 下	少副 左大弁 右					
	従六位 上 下	大祐 少祐	大丞 少丞	中判事 少丞	兵衛佐 將監	大監 少監	大國介 中國守 上國介 下國守
下級官人	正七位 上 下	大外記 左弁小史 右	大錄	大錄	衛門少尉	大典	
	従七位 上 下	少外記			兵衛少尉		大國大掾 中國少掾 上國掾
	正八位 上 下		少錄 少主錄	少錄		小典・醫師	中國掾
	従八位 上 下	大史		判事少属	衛門大志		
	大初位 上 下	少史			衛門少志 兵衛大志		大國大目
	少初位 上 下				兵衛少志		大國少目 上國目
						判事大令史	
						判事少令史	中國目
							下國目

（『詳細日本史』より）

奈良時代の位階 正一位から小初位下までの30階に分かれていた。
正一位から小初位下までの30階に分かれていた。
因幡国司（守） 大伴家持 徒五位上

因幡国分寺の造営

1、「国分寺建立の詔」

→天平 13(741)年 2月 24 日 聖武天皇が「国分寺建立の詔」を発せられた。

度重なる飢饉や疫病の流行、内政の混乱に対して、聖武天皇は仏教による鎮護国家を願って「国分寺建立の詔」を発布した。

国毎に七重塔一基を造り、金光明最勝王經・妙法蓮華經を書写することを命じ、天皇も自ら金泥で金光明最勝王經を写し、七重塔毎にそれぞれ一部を置くことを述べている。

僧寺を金光明四天王護國之寺、尼寺を法華滅罪之寺という名称にすること。僧寺に僧 20 人、

尼寺に尼 10 人を置き、僧尼は受戒すること。僧尼は毎月八日には、金光明最勝王經を転読

すること。受戒の羯磨を暗誦し、毎月の六齋日(月に六日の精進日)には、公私ともに漁獵や殺傷をしてはならない。国司らはよろしく常に検査を行うこと。

2、因幡国分寺の造営はいつ頃?

「国分寺建立の詔」→国分寺の造営は聖武天皇を頂点とする律令政府の指令で全国一斉に実施した一大プロジェクト。
しかし、全国の国分寺造営は遅々として進まず、工事の督促などが中央政府から発せられた。

→天平 19(749)年には 「国分二寺の造営国司等の怠慢で進まず、使者を派遣して国司・国師とともに寺地を調査し造営すること。郡司のなかでも3年以内に塔・金堂・僧坊を造り終えれば子孫の郡領任用を約束する。」

と聖武天皇が国分寺造営の督促と在地に根ざす郡領に造営の協力求める。(『続日本紀』卷第十七)

→天平勝宝 8(756)年 「因幡・伯耆等二十六の国々に灌頂旗一具等を頒ち下し、各国で行う太上天皇(聖武天皇)の一一周忌の立派な装りに充てさせた。使用後は金光明寺(国分寺)に納め、必要なことが起これば出して用いよ。」(『続日本紀』卷第十九) →この頃、因幡国分寺の造営もある程度進んだであろう。

3. 国分寺の造営工事の責任者は？

→因幡国府に任命された国司

- ・造営技術を持った国司が任命されている。
- ・天平勝宝年間(749～757年)には造営工事はある程度進んだであろう。
- ・佐伯今毛人が国司になった頃には因幡国分寺は完成していたであろう。

①小田王

天平 18(746)年 4月

木工頭・木工寮の長官

②中臣丸張弓

天平勝宝 6(754)年 9月

造宮輔として保良宮造営に従事

③大伴家持

天平宝字 2(758)年 6月

④長野公足

天平宝字 6(762)年 正月

保良宮造営に従事

⑤粟田道麻呂

天平宝字 8(764)年 10月

⑥佐伯今毛人

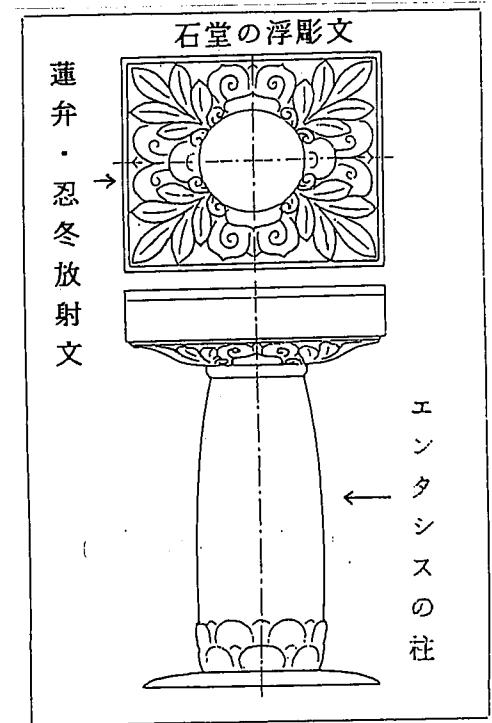
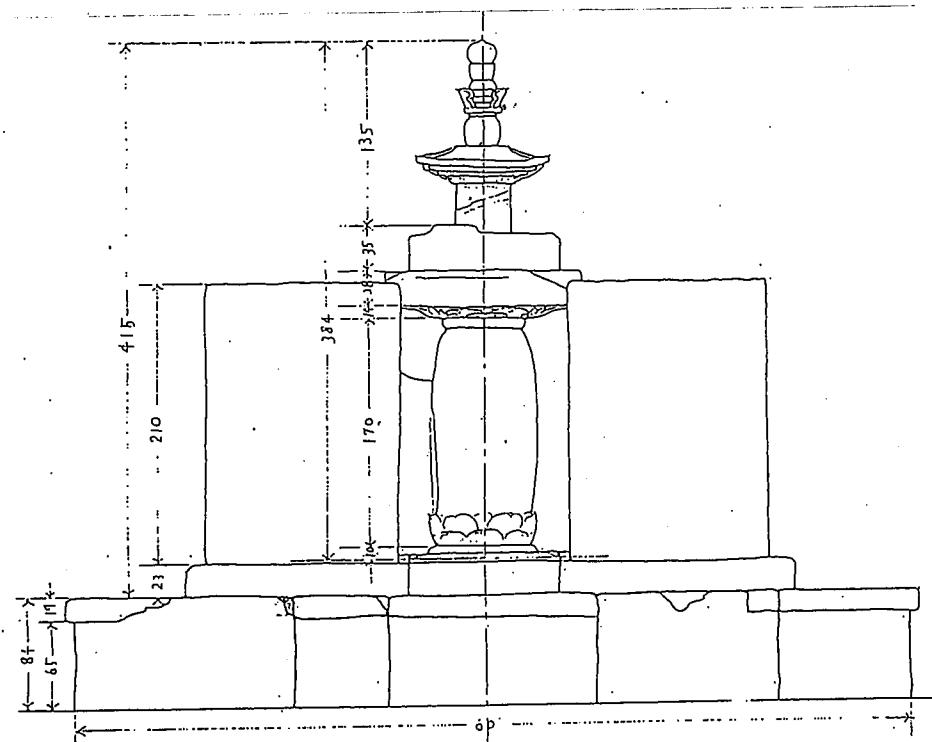
神護景雲 3(769)年 3月

造東大寺長官

4. 造営工事の実施には

- 郡司の協力無くして造営工事は遂行されなかつた。
- 法美郡を本拠地とする伊福部氏の相当の支援があつたに違ひない。

岡益の石堂



『因幡の国府とその周辺』(令和3年度 鳥取まいぶん講座) 令和3年11月20日 (1)

久保穂二郎

はじめに

本日、お話しする地域は因幡国府域とその周辺の史跡や寺院跡。

時代的には、飛鳥時代後期から奈良・平安(古代)・鎌倉時代(中世)頃まで。

古 代 天皇を中心とした中央集権国家 (646年 改新の詔)

・こう ちこうみん 公地公民制

・こせき けいちょう はんでんしゅうじゅのほう くぶんでん 戸籍、計帳、班田収授法(口分田)

・統一的な税制、租・庸・調・雜徭

・地方の行政区画を定め、国司・郡司の任命、(中央集権国家体制)

(2)

1 国庁とは

- ・古代の地方行政単位 国一郡一里（郷）

因幡国府：法美郡

- ・国府：国司が政治を行う空間

国庁のほか、実務的な曹司ぞうし、国司館、正倉院、厨くりやなどが営まれた。

- ・国庁：国府の中核施設。政庁。

国庁では元日庁賀などの儀式や饗宴、文書決裁など

の政務ようろうりょうが行われた（『養老令』儀制令元日国司条ぎせいりょうがんじつこくしじょう）。

(3)

1 国庁とは

- ・ 国司:中央から派遣された官人

国司は「ミコトモチノツカサ」と訓み、天皇の使者。

四等官 [守(かみ)・介(すけ)・掾(じょう)・目(さかん)]。

- ・ 郡司:古墳時代以来の在地有力者

伝統的に地域を支配する地方豪族

国司は国家権力を郡司層以下に示しつつ、円滑な国家統治

を進めるために、郡司らとの結びつきを強める必要があった。

(4)

ようろうりょう ぎ せいりょうがんじつこくしじょう
『養老令』儀制令元日国司条

凡元日、国司皆率僚属郡司等、向庁朝拝。訖長官受賀。

設宴者聽。其食、以当処官物及正倉充。所須多少、従別式。

- ①元日には、国司が僚属(部下の国司)や郡司たちを従え、「庁」(国庁正殿)に向い天皇に対して朝拝の儀式を行う。
- ②天皇から遣わされた国司長官みずから部下・郡司たちから賀礼を受ける。
- ③長官・国司僚属・郡司たちの参加者全員で、国家的な財源による饗宴(宴会)を行う。

1 国庁とは

(5)

- ・国庁は天皇のミコトモチノツカサとして赴任した国司が
国家権力の威信を郡司層以下に誇示する儀礼の場。

→ ・宮都の中枢施設に似た儀式の場

- ・建物(正殿・後殿・脇殿)^{せいでん こうでん わきでん}配置が「コ」の字形
- ・国司と郡司らが宴席をともにする饗宴の場
- ・文書決済を行う政務の場所でもあった。

2 史跡因幡国庁跡

(6)

- ・昭和47(1972)年から昭和54(1972)年に発掘調査
- ・因幡国府域は国庁を北端に置き東西六町(約 660m)、南北六町域を想定
- ・因幡国庁の中心施設が国府町中郷集落南西

字瀬戸田・星ヶ森の水田下から発見(昭和 53 年国史跡指定)

- ・四至(範囲)→東西 150m、南北不明
- ・遺構→掘立柱建物跡(十棟余り)、柵列(二条)、井戸跡(二基)、溝、石塁、石敷など
- ・中心的建物→◎平安時代の建物(I ~ IV期)
 - ・掘立柱建物跡(SB101)[正殿] 桁行五間・梁行四間($12.0 \times 10.8\text{m}$)
 - ・掘立柱建物跡(SB102)[後殿] 桁行五間・梁行二間($11.25 \times 5.4\text{m}$)

△鎌倉時代の建物(V期)

(7)

・掘立柱建物跡(SB109)【門跡か?】桁行七間・梁行二間(18.9×7.8m)

・出土品→題簽「仁和二年(886)假文」SD105出土、石帶、硯、墨書土器(厨・新・南殿など)

2 史跡因幡国庁跡

史跡因幡国庁跡の課題など

- ・正殿・後殿は確認されているが脇殿が不明。
- ・大伴家持が歌を詠んだ時【天平宝字三年(759年)】の因幡国庁跡はどこに?
- ・国庁以外の諸施設の確認(曹司、国司館、正倉院など)。

3 史跡因幡国庁跡周辺の遺跡

(8)

(1) 大權寺地区の遺跡

- ・因幡国庁跡よりも約 1.30m も高い位置(瓦などを含む盛土造成地)に遺跡が立地。
- ・中の島をもつ池泉式庭園に付随する掘立柱建物跡を発見。
- ・中国産の輸入陶磁器の出土から鎌倉時代。
- ・従来、この地区は大權寺廃寺跡として、寺院跡と考えられてきた。

この地区で特筆されること ⇒『寺院跡の存在』

① 瓦の種類や出土量が多いこと。

→軒丸瓦(4型式)、軒平瓦(1型式)、平瓦(14類)、丸瓦(3類)、
文字瓦、隅切瓦、隅木蓋瓦、鴟尾が出土。

② 寺院に葺かれていた瓦と判断でき、古代寺院が存在していたと推測される。

③寺院は軒丸瓦の型式から、7世紀第4四半期に創建されたと考えられる。 (9)

④寺院は『因幡国伊福部臣古志』に見られる『こうこうじ皇興寺』であろう。

⑤『だんおつ皇興寺』の檀越(創建者)は第26代都牟自臣の嫡子である國足臣つむじのおみ〔法美郡の評督ひょうとく(郡司)〕と推測する。

(2) 庁地区の遺跡

国庁跡から東に約400m、庁集落の西側

- ・平安時代から室町時代の掘立柱建物群

- ・道路状遺構、配石遺構・井戸

(3) 国府域内の中世の遺構・遺物の意味するもの

- ・国府・国庁の機能停止後も、鎌倉から室町時代の遺構・遺物を検出。

- ・鎌倉幕府の守護所に関連したものか。

4 史跡伊福吉部徳足比壳墓跡

(10)

(1) 墓について

- ・無量光寺の背後、標高約 100m の尾根上に立地。
- ・墓は平坦に加工された花崗岩製の台石の上に鋳銅製の骨蔵器を安置し、その上に円穴が穿たれた蓋石が重なる形。
- ・墓には封土(径8m、高さ1m余りの小墳丘)があったものと推測。
- ・骨蔵器は「伊福吉部徳足比壳骨蔵器」として国重要文化財指定。

(2) 伊福吉部徳足比壳骨蔵器について

① 骨蔵器

- ・鋳銅製、鉢形の身に低い傘形の被せ蓋を被せる容器。
- ・全高 17.1 cm、身高 13.3~14.3 cm、口径 23.2~23.4 cm、重さ 5,366g。

蓋高 3.9 cm、口径 24.1~24.2 cm、重さ 2,118g。

(11)

②骨蔵器の銘文

- ・蓋表面に放射状に十六行分 計百八文字を陰刻。

③伊福吉部徳足比売

- ・徳足比売は采女の可能性が高い。

采女うねめ→後宮に出仕した下級の女官。奈良時代前後には、郡司の姉妹や娘で容貌の美しい者を貢進させた。

- ・評督である伊福吉部臣氏から采女として、

天武天皇六~九年(677~680年)が貢進された。

- ・法美郡の評督の国足の娘か？
- ・従七位下で「卒」した←徳足比売に対する敬意の表れ。

崩:天皇・皇后 卒:皇族と五位以上 薦:親王と三位以上 死:左記以外

5 因幡国分寺跡・因幡国分尼寺跡

(12)

(1) 因幡国分寺跡

因幡国庁跡から南西約 400m、鳥取市国府町国分寺に所在。

昭和 47・48・50・51 年に発掘調査。

塔跡・南門跡・掘立柱建物跡を確認。

① 伽藍配置等

・伽藍配置は明確でないが、寺域は2町四方(約 215m)

・塔跡→二個の礎石を残し、8個の礎石は現国分寺に移動

坪掘り地業(約 1.7m四方)、柱間は 9 尺、総長 27 尺(8.1m)

塔心礎は出枘式、舍利孔は持たない。

・南門跡→掘り込み地業の基壇(南北約 9m、東西不明)

(13)

- ・掘立柱建物跡→推定回廊の東側で二棟確認

② 出土瓦

- ・軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦、埠

- ・『因幡国分寺系平瓦』→凸面に斜格子叩き目を施す「一枚作り平瓦」。

余戸瓦窯で焼かれた。

- ・因幡国分寺系平瓦出土遺跡

※八上、高草の両郡から出土していないことが注目される。

※因幡国造氏や国造氏の勢力範囲←→伊福部氏と競合

(2) 因幡国分尼寺跡

- ・因幡国分寺跡から東方約 600m、法花寺集落辺りが因幡国分尼寺跡と推定。

- ・礎石が一つ見つかっているだけ。

6 国史跡 とちもとはいじあと 朽木本廃寺跡

(14)

因幡国庁跡から東方 9.3km、標高 240m の山間部に立地。

鳥取市国府町朽木字塔ノ垣に所在

(1) 伽藍配置等

- ・南塔、金堂が南北に並び、その北西に講堂を配置し、さらに金堂の東側にも東塔を置く。全国でも珍しい伽藍配置。
- ・堂塔は瓦を使用しない礎石建物。
- ・7世紀末頃から8世紀中頃創建か？平安時代まで存続。

(2) 寺院の性格

- ・国分寺僧尼の山林修行の地として注目される寺院。

7 玉鉢等ヶ坪廃寺跡

(15)

因幡国庁跡から南東 2,2km、平野部に立地。

鳥取市国府町玉鉢字等ヶ坪に所在。

- ・金堂跡らしき遺構も確認されているようであるが、明確ではない。
- ・鶴尾、軒丸瓦、平瓦、丸瓦、礎石が出土。
- ・7世紀末頃の創建か。

8 岡益廃寺跡・岡益の石堂

因幡国庁跡から南東約 3km、標高約 90m前後の丘陵上に立地。

鳥取市国府町岡益字富重北に所在。

(1) 岡益廃寺

(16)

①伽藍配置

- ・金堂、講堂、回廊などを検出。
- ・金堂→掘り込み地業(東西 13.8m,南北 11.5m)
- ・講堂→掘立柱建物の講堂(梁行二間、桁行五間)、西側に回廊が付く。
- ・石堂の位置に塔を想定した場合、変則的な法起寺式伽藍配置。

②出土瓦等

- ・軒丸瓦、軒平瓦、平瓦、丸瓦、鬼瓦、戯画瓦。塑像片(台座蓮弁片)。

(2) 岡益の石堂

- ・川上貞夫先生の業績によるところが大きい。著書『岡益の石堂』
- ・宇倍野陵墓参考地にあり、宮内庁が管理。

・明治28年(1896)12月、宮内省、陵墓参考地に治定。 (17)

・明治32年(1899)宮内省、修繕工事。

・平成9年(1997)に一部試掘調査・保存処理・一部解体撤去。

①石堂の構成等

・石材は凝灰岩製。

・高さ 0.9m 一辺6m四方の基壇。^{きだん}その周縁に幅0.8~1mの犬走りを設け
その内側に地覆石^{じふくいし}を置いた上に石障^{せきしよう}で囲った石室。

・石室中央に長方形の礎石(円形の柱座を造り出した)を置き、裾部に二重蓮弁^{れんべんそう かもん}を浮彫りしたエンタシスの石柱を建て、その上に蓮弁双渦文^{にんどうからくさもん}・忍冬唐草文(パルメット)を浮き彫りした中台を載せる。

(18)

②石堂の特徴等

- ・石堂は中国六朝時代や朝鮮三国時代の仏教美術の影響が認められ、
6～7世紀の大陸文化移入を特徴づける〈福山敏男さん〉
- ・7世紀後半以降の仏塔(江上波夫さん)
- ・渤海の石灯籠に源流を求めている〈平勢隆郎さん〉
- ・石堂は木造塔の初層内部空間を翻案したもの〈中山和之さん〉

(3)寺院の創建時期や創建者は？

- ・出土瓦等から7世紀末頃から8世紀初頭頃の創建。9世紀代に廃絶か。
- ・「岡益廃寺」→①第26代都牟自臣が創建した『皇興寺』〈田中弘道さん〉
→②第27代国足が創建〈中山和之さん〉

→③「岡益の石堂」を古代豪族伊福吉部氏の祖廟^{そびょう}と捉え、(19)

第27代国足臣が造建した〈石谷寸美子さん〉

⇒古代豪族伊福吉部氏が創建に関わったことは妥当

※大權寺廃寺→玉鉢等ヶ坪廃寺→岡益廃寺と創建時新しくなる。

④第27代国足臣の創建か？